

電光表示広告物等に係る設置基準概要

新	旧																
<p>1 第一種特別規制地域等</p> <p>(1) 許可を受けずに表示できるもの</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">自己用広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">管理用広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること </td> </tr> </table> <p>(2) 許可を受けて表示できるもの</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">自己用広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡を超え15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">共同広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が12㎡以下かつ1人当たり2㎡以下 ・地上高が6m以下 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること </td> </tr> </table>	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること。 	管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること 	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡を超え15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること。 	共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が12㎡以下かつ1人当たり2㎡以下 ・地上高が6m以下 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること 	<p>1 第一種特別規制地域等</p> <p>(1) 許可を受けずに表示できるもの</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">自己用広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">管理用広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度8以下 </td> </tr> </table> <p>(2) 許可を受けて表示できるもの</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">自己用広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡を超え15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">共同広告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が12㎡以下かつ1人当たり2㎡以下 ・地上高が6m以下 ・彩度8以下 </td> </tr> </table>	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 	管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度8以下 	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡を超え15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 	共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が12㎡以下かつ1人当たり2㎡以下 ・地上高が6m以下 ・彩度8以下
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること。 																
管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること 																
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡を超え15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること。 																
共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が12㎡以下かつ1人当たり2㎡以下 ・地上高が6m以下 ・彩度8以下 ・電光表示広告物等でないものであること 																
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 																
管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度8以下 																
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が5㎡を超え15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内 ・彩度8以下 																
共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が12㎡以下かつ1人当たり2㎡以下 ・地上高が6m以下 ・彩度8以下 																

新	旧								
<p>2 第二種特別規制地域等</p> <p>(1) 許可を受けずに表示できるもの</p> <table border="1" data-bbox="197 296 1079 561"> <tr> <td data-bbox="197 296 250 561">自己用広告</td> <td data-bbox="250 296 1079 561"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下(電光表示装置については、その内7.5㎡以下) ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下) ・彩度12以下 ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 590 250 762">管理用広告</td> <td data-bbox="250 590 1079 762"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下 ・電光表示広告物等でないものであること </td> </tr> </table>	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下(電光表示装置については、その内7.5㎡以下) ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下) ・彩度12以下 ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 	管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下 ・電光表示広告物等でないものであること 	<p>2 第二種特別規制地域等</p> <p>(1) 許可を受けずに表示できるもの</p> <table border="1" data-bbox="1137 296 2020 561"> <tr> <td data-bbox="1137 296 1191 561">自己用広告</td> <td data-bbox="1191 296 2020 561"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内 ・彩度12以下 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 590 1191 762">管理用広告</td> <td data-bbox="1191 590 2020 762"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下 </td> </tr> </table>	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内 ・彩度12以下 	管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下(電光表示装置については、その内7.5㎡以下) ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下) ・彩度12以下 ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 								
管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下 ・電光表示広告物等でないものであること 								
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内 ・彩度12以下 								
管理用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下 								
<p>(2) 許可を受けて表示できるもの</p> <table border="1" data-bbox="197 887 1079 1152"> <tr> <td data-bbox="197 887 250 1152">自己用広告</td> <td data-bbox="250 887 1079 1152"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が30㎡以下(電光表示装置については、その内15㎡以下) ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下) ・彩度12以下 ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1181 250 1369">共同広告</td> <td data-bbox="250 1181 1079 1369"> <ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下かつ1人当たり5㎡以下 ・地上高が13m以下 ・彩度12以下 ・電光表示広告物等でないものであること </td> </tr> </table>	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が30㎡以下(電光表示装置については、その内15㎡以下) ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下) ・彩度12以下 ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 	共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下かつ1人当たり5㎡以下 ・地上高が13m以下 ・彩度12以下 ・電光表示広告物等でないものであること 	<p>(2) 許可を受けて表示できるもの</p> <table border="1" data-bbox="1137 887 2020 1152"> <tr> <td data-bbox="1137 887 1191 1152">自己用広告</td> <td data-bbox="1191 887 2020 1152"> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡を超え30㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内 ・彩度12以下 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1181 1191 1369">共同広告</td> <td data-bbox="1191 1181 2020 1369"> <ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下かつ1人当たり5㎡以下 ・地上高が13m以下 ・彩度12以下 </td> </tr> </table>	自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡を超え30㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内 ・彩度12以下 	共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下かつ1人当たり5㎡以下 ・地上高が13m以下 ・彩度12以下
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が30㎡以下(電光表示装置については、その内15㎡以下) ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下) ・彩度12以下 ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 								
共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下かつ1人当たり5㎡以下 ・地上高が13m以下 ・彩度12以下 ・電光表示広告物等でないものであること 								
自己用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡を超え30㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内 ・彩度12以下 								
共同広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下かつ1人当たり5㎡以下 ・地上高が13m以下 ・彩度12以下 								

新		旧	
案内 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・道路入口から50m以内に2個以内で表示面積合計4㎡以下、150m～250m以内に2個以内で表示面積合計4㎡以下 ・広告物相互間距離2m以上 ・彩度12以下光沢黒不可 ・電光表示広告物等でないものであること 	案内 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・道路入口から50m以内に2個以内で表示面積合計4㎡以下、150m～250m以内に2個以内で表示面積合計4㎡以下 ・広告物相互間距離2m以上 ・彩度12以下光沢黒不可
3 普通規制地域等		3 普通規制地域等	
(1) 許可を受けずに表示できるもの(第一種、第二種共通)		(1) 許可を受けずに表示できるもの(第一種、第二種共通)	
自己 用 広 告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下(電光表示装置については、その内7.5㎡以下) ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下) ・彩度12以下 ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 	自己 用 広 告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が15㎡以下 ・地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内 ・彩度12以下
管 理 用 広 告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下 ・電光表示広告物等でないものであること 	管 理 用 広 告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下

新		旧	
(2) 許可を受けて表示できるもの		(2) 許可を受けて表示できるもの	
第一種普通規制地域等		第一種普通規制地域等	
建植 広告	<ul style="list-style-type: none"> 一面の表示面積が30㎡以下、かつ建植広告塔については表示面積の合計が120㎡以下 (その内電光表示装置については一面15㎡以下、かつ建植広告塔については表示面積の合計が60㎡以下) 地上高が13m以下 広告物の高さと同じ距離を離して設置(用途地域に設置するもの又は自己用を除く。) 道路・鉄道に垂直方向に並べて設置する場合、相互間距離3m以上。水平方向に並べて設置する場合、相互間距離50m(新幹線・高速道の接続地域では200m)以上。ただし、家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用を除く。 電光表示広告物等であるものについては自己用に限る 	建植 広告	<ul style="list-style-type: none"> 一面の表示面積が30㎡以下、かつ建植広告塔については表示面積の合計が120㎡以下 地上高が13m以下 広告物の高さと同じ距離を離して設置(用途地域に設置するもの又は自己用を除く。) 道路・鉄道に垂直方向に並べて設置する場合、相互間距離3m以上。水平方向に並べて設置する場合、相互間距離50m(新幹線・高速道の接続地域では200m)以上。ただし、家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用を除く。
壁面 利用 広告	<ul style="list-style-type: none"> 一の壁面における表示面積が50㎡以下(その内、電光表示装置については、25㎡以下)、かつ壁面の面積の1/2以下 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さない 	壁面 利用 広告	<ul style="list-style-type: none"> 一の壁面における表示面積が50㎡以下、かつ壁面の面積の1/2以下 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さない
壁面 突出 広告	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が50㎡以下 (電光表示装置については表示面積が25㎡以下) 壁面から突き出し幅が2m以下、かつ、道路上には0.5m以上(歩道がある場合は1m以上)突き出さない。 (電光表示広告物等については道路上に突出しない。) 下端の高さが4.5m以上(歩道上では2.5m以上) 電光表示装置の上端の高さが当該壁面の高さを超えないこと。 	壁面 突出 広告	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が50㎡以下 壁面から突き出し幅が2m以下、かつ、道路上には0.5m以上(歩道がある場合は1m以上)突き出さない。 下端の高さが4.5m以上(歩道上では2.5m以上)

新		旧	
屋上利用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下で、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以内 ・広告物の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さない ・電光表示広告物等でないものであること 	屋上利用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下で、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以内 ・広告物の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さない
アーチ広告塔	<ul style="list-style-type: none"> ・脚柱以外の部分の下端の高さが4.5m以上(歩道上では、2.5m以上) ・電光表示広告物等でないものであること 	アーチ広告塔	<ul style="list-style-type: none"> ・脚柱以外の部分の下端の高さが4.5m以上(歩道上では、2.5m以上)
第二種普通規制地域等		第二種普通規制地域等	
建植広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下、かつ建植広告塔については表示面積の合計が120㎡以下 ・地上高が20m以下 ・道路・鉄道に垂直方向に並べて設置する場合、相互間距離3m以上。 	建植広告	<ul style="list-style-type: none"> ・一面の表示面積が30㎡以下、かつ建植広告塔については表示面積の合計が120㎡以下 ・地上高が20m以下 ・道路・鉄道に垂直方向に並べて設置する場合、相互間距離3m以上。
壁面利用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・電光表示広告物等であるものについては一の壁面における電光表示装置の表示面積の合計が50㎡以下、かつ壁面の面積の1/2以下 ・広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さない 	壁面利用広告	<p>(面積要件はなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さない
壁面突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・電光表示広告物等であるものについては電光表示装置の表示面積が50㎡以下 ・壁面から突き出し幅が2m以下、かつ、道路上には0.5m以上(歩道がある場合は1m以上)突き出さない。 ・下端の高さが4.5m以上(歩道上では2.5m以上) ・電光表示広告物等であるものについては、道路上に突出しないものであること。 	壁面突出広告	<p>(面積要件はなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面から突き出し幅が2m以下、かつ、道路上には0.5m以上(歩道がある場合は1m以上)突き出さない。 ・下端の高さが4.5m以上(歩道上では2.5m以上)

新		旧	
屋上 利用 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・20m以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2/3以内 ・広告物の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さない 	屋上 利用 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・20m以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2/3以内 ・広告物の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さない
ア ー チ 広 告 塔	<ul style="list-style-type: none"> ・脚柱以外の部分の下端の高さが4.5m以上(歩道上では、2.5m以上) ・電光表示広告物等でないものであること 	ア ー チ 広 告 塔	<ul style="list-style-type: none"> ・脚柱以外の部分の下端の高さが4.5m以上(歩道上では、2.5m以上)
普通規制地域等においては、すべて彩度12以下		普通規制地域等においては、すべて彩度12以下	
4 禁止物件に表示できるもの		4 禁止物件に表示できるもの	
自己 用 条 例 6 / 5 / 1	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下(第一種特別規制地域等以外の送電塔等については15㎡以下) ・彩度12以下(第一種特別規制地域等では8以下) ・電光表示広告物等でないものであること 	自己 用 条 例 6 / 5 / 1	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下(第一種特別規制地域等以外の送電塔等については15㎡以下) ・彩度12以下(第一種特別規制地域等では8以下)
管 理 用 条 例 6 / 5 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下(第一種特別規制地域等では8以下) ・電光表示広告物等でないものであること 	管 理 用 条 例 6 / 5 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が5㎡以下 ・彩度12以下(第一種特別規制地域等では8以下)